

⇒ セーフティネット資金の利子補給（市単独）

商工観光課商業振興班（☎62-5874）

セーフティネット資金（災害緊急対策）融資を受けている市内事業者に、下記の利子分について市で支援します。

* * *

【セーフティネット資金（災害緊急対策）融資に対する補給金】

利子補給／年0.65%（補給期間：最長5年）

※申請は、毎年1月に取り扱い金融機関を通じて行ってください（予定）。

⇒ 事業所の一時休業に係る従業員の雇用保険

銚子公共職業安定所（☎0479-22-7406）

市内にある事業所（雇用保険適用事業所）が災害により従業員（雇用保険被保険者）を一時的に離職させる場合に、雇用保険の失業手当を支給することができます。

被害のために、休業し、再雇用を約束して従業員を一時的に離職させる市内の事業所は、離職期間の生活の安定のために、速やかに雇用保険被保険者離職票の交付手続きを行ってください。

⇒ 災害により事業縮小した場合の雇用調整助成金

銚子公共職業安定所（☎0479-22-7406）

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業などを行った場合、その休業手当相当額などの一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

災害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合も利用することができます。



復興支援に集まった
大勢のボランティア



今回のお知らせは平成23年5月6日現在の情報です。今後も新たな支援情報や支援制度の改正などがありましたら、随時「広報あさひ」や市ホームページなどでお知らせします。